

野田市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年7月8日午後2時、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1・2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
9番 染谷美佐夫	10番 針ヶ谷久翁
11番 鳩貝直子	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 農用地利用配分計画について

議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第7号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第8号 農地の現況に関する照会について

報告第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第10号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和4年第7回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

3番 藤井 愛子 委員

4番 川辺 茂 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1292平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の縮小のため、譲受人は、経営規模の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年6月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、7月5日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番2番、4番、議案第2号申請番号1番、議案第4号申請番号1番から3番、5番については石塚委員、議案第1号申請番号3番、5番から7番、議案第3号申請番号1番、議案第4号申請番号4番、6番から8番については染谷委員が報告します。

また、議案第5号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなか

ったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について石塚委員から報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字砂田の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1018平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により営農することが難しく、後継者が不在なため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年6月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、今上字五反割の田1筆で保安全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番は、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号4番と不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1620.71平方メートルとなっております。

権利の内容は区分地上権の設定です。

申請理由は、譲渡人は、営農型太陽光発電事業を完遂させるため、譲受人は、営農型太陽光発電事業によって再生可能エネルギーを確保するためとなっております。

区分地上権等の権利を設定しようとするための農地法第3条の許可は当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものと

されているため、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいませんでした。

令和4年6月22日に受付をしております。

議案第4号申請番4番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1629平方メートルの内8.29平方メートルとなっております。

転用の目的は、一時転用による営農型太陽光発電施設用地です。

令和4年6月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号3番及び議案第4号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

申請地は、中里字上新田の畑1筆で耕作中の農地でした。

計画内容は、農地ではユズを栽培し上部で太陽光発電事業を行う計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂流出等の被害は出ていないので、特別な土砂流出等は講じない計画となっております。

営農計画書、事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間ですが、申請地は2種農地のため、10年以内となります。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

資力については、融資同意書、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

作付けする作物はユズを予定しており、営農計画における収量は10アール当たり356.8キログ

ラムを見込んでいます。

ユズの地域の平均的な収量は農林水産省の統計により 10 アールあたり 446 キログラムとなっており、平均的な単収と比較して 2 割以上減収しない計画となっています。

営農計画については東葛飾農業事務所の普及指導員等に確認したところ、特に問題ないとの意見をいただいています。

また、一時転用許可期間中は、農地における農作物の生産に係る状況を毎年、報告することとなっています。

なお、一時転用許可期間は 10 年以内のため、期間満了後は再度一時転用許可を受ける必要があります。

以上です。

議長 申請番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 397 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人、譲受人共、土地の交換のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 6 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 1 号申請番号 4 番について報告します。

申請地は、下三ヶ尾字木戸前の畑 1 筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1379 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年6月24日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、関宿台町字東の畑1筆で肥培管理されている農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 申請番号6番7番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号6番7番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で2053平方メートル、田1筆で1200平方メートル合計3253平方メートルとなっております。
権利の内容は所有権移転です。
申請理由は、関宿台町の譲渡人は農地の維持管理が不可能なため、柏寺の譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
令和4年6月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号6番7番について報告します。

申請地は、関宿台町字東の田1筆と畑1筆、柏寺字寺前の畑1筆で耕作中の農地でした。
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明並びに現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号及び議案第4号申請番号4番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください

申請地は、畑1筆で218平方メートルとなっております。

転用の目的は、専用住宅用地です。

令和4年6月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、建築工事中の発生土で敷地内を整地し、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は市営水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を設置し市道内の埋設管に接続となります。

周辺農地への被害防除対策は、既存の塀で囲まれています。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、住宅ローン審査結果書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は、区域外になります。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

なお、本案は議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号8番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号1番、議案第4号申請番号8番について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください

本案は、平成2年8月21日付けで専用住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けていますが、譲受人の親の健康上の理由から建築を取りやめていました。その譲受人も高齢になりそのままにしておく訳にもいかない為売却を検討し、今回一建設が建売住宅の建設を行う為、計画変更承認申請が提出されたものです。

次に議案第4号申請番号8番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で177平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による建売住宅用地です。

令和4年6月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第3号申請番号1番及び議案第4号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、建売住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を設置しU字溝に接続する計画となります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック塀を設置し土砂流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号及び議案第4号申請番号8番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から3番、5番から7番を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で241平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和4年6月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第4号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、整地して住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は井戸を新設し、雨水は敷地内浸透とする計画となっており、汚水雑排水は合併浄化槽を設置し排水管に接続する計画となります。

周辺農地への被害防除対策は、高さ15センチメートルの堤を造る計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から3番、5番から7番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、住宅ローン審査結果書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で767平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場用地です。

令和4年6月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第4号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、転用されており、始末書が添付されています。

転用内容は、切土盛土はなく資材置場となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、パイプと合板で流出を防いでおります。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 土地改良区については、該当なしと報告されております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1569平方メートルとなっております。
転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。
令和4年6月24日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第4号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、整地し、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号5番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で284平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和4年6月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第4号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、碎石を敷き整地し、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1008平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和4年6月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第4号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、切土盛土はせず整地のみで、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置し、フェンス内側に素掘り側溝を施す計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 4 筆で 1571 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 6 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 4 号申請番号 7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、切土盛土はせず整地のみで、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透(しんとう)になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置し、フェンス内側に素掘り側溝を施す計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号申請番号1番から3番、5番から7番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番と2番については、関連があるので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番と2番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、申請番号2番所有の建物の敷地内で、農地法所定の手続きをせずに昭和の頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成11年5月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の

規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和4年6月21日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

議案第6号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。1番から7番については野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

1番から7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農用地利用集積計画について」の一般1番から7番についてご説明いたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

野田市長より令和4年6月30日付けで、令和4年度第3次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

10年の賃借権設定が畑1筆で693平方メートル、田6筆で12012平方メートル、となっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号「一般」の1番から7番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

8番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 8番についてご説明いたします。

10年の賃借権設定が畑1筆で353平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号「一般」の8番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案は、議案第7号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「中間管理」についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

野田市長より令和4年6月30日付けで、令和4年度第3次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10年の賃借権設定が田14筆で34884平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第7号「農用地利用配分計画」についてご説明いたします。

11 ページ、12 ページをご覧ください。

野田市長より令和4年6月28日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号「中間管理」及び議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第8号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号申請番号1番についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第10条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、事由は故障によるものです。
生産緑地は、畑3筆で4,665平方メートルの内4,146平方メートルとなっております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地調査が行われておりますので、吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第8号申請番号1番について報告します。

令和4年6月28日に現地の状況確認を、事務局職員2名と実施しました。

現地調査で本人及び近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、耕作中の農地でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 故障の原因は何ですか。

事務局 病気です。

議長 他に、ございませんか。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第8号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第10号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第10号についてご説明いたします。

報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、3件受理しております。

次に2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に3ページから6ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、13件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に7ページから9ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、1法人から提出がありました。

次に10ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、1件提出がありました

次に11ページをご覧ください。

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第7号 農用地利用集積計画の中途解約は、2件提出がありました。

次に13ページから16ページをご覧ください。

報告第8号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が8件ありました。

次に17ページをご覧ください。

国税局からの照会が1件ありました。

次に18ページをご覧ください。

報告第9号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、2件証明いたしました。

次に19ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出については、1件ありました。

以上です。

議長 報告第8号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、1番から3番、5番から8番については許可済み地のため事務局で現地調査を行い、1番から3番は非農地、5番から8番は特定流通業務、倉庫用地ですが、倉庫は建築されておりませんでしたので農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

4番については、委員が現地調査を行っております。

調査にあたった宇佐見委員より報告をお願いします。

宇佐見委員 報告第8号登記官照会の番号4番について報告します。

令和4年6月10日に私と石山高弘農業委員、野口推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、お寺の境内地として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 続いて、国税局照会についても委員が現地調査を行っております。調査にあたった石山幹雄委員より報告をお願いします。

石山（幹）委員 報告第8号国税局照会の番号1番について報告します。

令和4年6月10日に私と川辺農業委員、須賀推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、1筆は建物が建っており、その他の筆は耕作中でした。

調査委員の合議の結果、建物がある1筆については、現況は非農地で、その他については農地であるとの結論となったため、東京国税局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 次に報告第9号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。番号1番について、調査にあたった石塚委員より報告をお願いします。

石塚委員 報告第9号番号1番について報告します。

令和4年5月20日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、作付けされ農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 番号2番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 報告第9号番号2番について報告します。

令和4年5月31日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、作付けされ農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長

—運営委員会の報告—

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 3 時 1 分)